

若越郷土研究

21/6

朝倉貞景と斯波義寛との

越前国宗主権をめぐる

抗争について

松原信之

一 『朝倉家録上中下』

昭和四十八年、『朝倉始末記』の写本を集めて、その成立過程の研究を行なっていた頃、富山市の郷土史家堀隆美氏宅を訪れて、たまたま、氏の手記中より私の注目を引いた記事を発見した。早速その出典を求めたところ、富山県立図書館の蔵書の一点であることを知った。そこで書面を以って富山県立図書館に調査を依頼したが、要領を得ず不明と云う返書が返ってきたので、堀氏

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

にその再調査を依頼したまま、昭和五十一年を迎えた。そしてこの二月、ついに『朝倉家録』なるものが発見されたと云う報が堀氏より届いた。

『朝倉家録』は上中下の三冊より成り、上は「朝倉軍談巻上」、中は「朝倉軍談巻下」下は「朝倉家之系図」と「朝倉家記巻之一前篇」となっている。上の巻頭には、次のような序文がある。

朝倉家録軍談者、前世越之前州朝倉家臣真柄十郎左衛門直隆孫、真柄隆久ト云者、於越之府中所著作而……中略……庚寅之夏、藤周氏又序。

また「下」の末尾には

時天正五年四月前越州亡臣真柄十郎隆基一子真柄夢宅斉隆久謹書

此一冊越前朝倉家之旧臣小泉浄心家蔵とある。

これによれば、天正五年四月真柄夢宅斉隆久が越前府中で著作し朝倉旧臣小泉氏の手に移ったものと考えられる。小泉浄心は高岡市の真宗寺院と云われ（堀隆美氏談）、さらに越中の十村（大庄屋）武部家に伝来

して、昭和二十七年富山県立図書館に移管されたものである。

一方、『越州軍記』（蓮如一向一揆 日本思想大系）の末尾に「天正五年四月中旬夢宅八十歳書之」とあるが、真柄夢宅斉隆久と同人物とみられるから、これも同系統の異本と考えるべきであろう。しかし、真柄夢宅斉隆久が天正五年に八十歳とすると、真柄隆基の一子と考えるのは年令的に矛盾する。なお真柄家は府中から前田利家に従って加賀に移り、後に松任に住して宮大工となり、現在真柄組の土建業を興した旧家であるが、当家の過去帖では、法身院殿道因宗賢居士（寛文十年八月廿八日死）を夢宅斉隆久と考えている。しかしこれまた天正五年と寛文十年との間、約百余年の距りがあつて矛盾する。いずれにしても、著者についてはもう少しの検討を必要とする。

内容は、現在越前に広く流布した『朝倉始末記』と対校すると、『朝倉家録』の方が原本の様式を備えているようであるが、詳細については別稿に譲り、本稿では『朝倉家録下』の案文を中心に論稿を進めたい。

二 『朝倉家録 下』 所収の案文

『朝倉家録 下』は巻頭に「朝倉家之系圖」を置き、続いて「朝倉家記卷之一前篇」がくる。前篇があるからには後篇がなければならぬが、これは欠けている。しかし詳細に検討すると、初代広景から七代孝景

(敏景)までは、他の『朝倉始末記』とほぼ同等に詳述されているが、それ以降は実に概説的である。しかし、朝倉義景の滅亡を以て文末を結んでいるから、朝倉全史の一応の形だけは整っている。恐らく後篇が未完成であったためこの部分だけを後世概説的に書き加えたのではあるまいか。

ところでこの後半部分に「此貞景の代に公方昵近とならんと、浦上美作守等に附て先祖より被官ニあらず伝来之御朱印案文等出之、終ニ御相伴衆ニ準シ子息孝景の代に至て塗り興シ迄免許有之。天下の諸侯と成其案文之写」とあって、これに続き四十四頁(二十三丁)に及ぶ非常に重要な部分(案分)が挿入されている。そしてこの部分の末尾には「右朝倉修理亮殿在京候而、

朝倉家之儀公方江訴訟有之書付、前波藤右衛門・小泉藤左衛門江古案写来り候ヲ、小泉家ニ写留伝来也」と細字に記されており、全体から見て、これらはまったく異質の史料であることがわかる。

この案文というのは、先の文言の中では、朝倉氏が先祖以来の幕府に対する戦功を申し立て、斯波氏の被官ではなく公方の直奉公分、すなわち將軍の昵近衆とならんために、幕府に提出した訴状と、記されてはいるが、これらの史料を綿密に検討すると、長

享元年の將軍足利義尚の近江出陣に端を発して、これを背景にして展開された斯波義寛と朝倉氏との間の越前の主権をめぐる争いの史料であり、言いかえれば、越前国に潜在主権を有する守護斯波義寛と、越前に横領した形となった朝倉氏との間に起った公式の訴訟に関する朝倉方の幕府提出証拠史料というべきものであろう。

まずこれらの案文を整理すると、大体A・B・C・Dの四部分に分類される。この中、Cの部分は九通の文書であるが、前四通は越前朝倉氏の祖と幕府との関係を示す

文書であり、後五通は内容から判断すると文明三年の書状ではあるが、御内書とかいう文書ではないためAの部分から析出されて、この部分に集録されたものであろう、いずれにしても貴重なものであるため適宜

考証を進めるとして、他のA・B・Dを考証の時代順に並べ換えると、B・D・Aの順番となる。従ってこれらの史料を厳密に考証し朝倉氏が戦国大名に成長していった過程を論究することを、本稿の目的とした

三 長享元年の朝倉・斯波訴訟

長享元年(一四八七)八月、將軍足利義尚は近江の六角氏討伐を目的として在国の諸將に出陣を命じた。応仁文明の大乱以来、將軍家の御料所や幕臣の所領を始め寺社領莊園が六角高頼によって押領されていたため、返還を要求するこれら幕臣や寺社本の願いを入れた結果であったが、これにはさらに義尚の將軍としての権威を天下に誇示することもそのねらいであった。

九月十一日伊勢備中守貞陸がその先触れ

として、騎馬百余騎、群兵数千を召具して江州坂本へ下向し、翌日、將軍義尚が近習番衆輩数千人を前行して出陣が行なわれた。「常徳院江州動座當時在陣衆著到」によれば、公家・法中を始め、御供衆各番衆などの名は四〇六人を数えることができる。

この召に応じて尾張国からは志波武衛が数千騎の軍兵を召具して十月五日坂本に着陣した。一方朝倉氏もこれに応じて、十月十九日一族朝倉修理亮景冬を坂本に参陣させたのである。

十月廿一日書状今日到来。朝倉孫二郎ハ当国ニアリ、鶴かの修理亮ハ参陣、一家中悉以参陣申、諸給人悉同道之、朝倉修理亮騎兵百四十二、標牌千四五百、着陳坂本、孫次郎亦可参陣之命有之、孫次郎出陣の時、又軍兵可十倍修理亮(中略)有入話云、武衛出陣點檢之、則三百九十一騎、人数八千許云々、斯波義寛の軍勢八千に対して朝倉景冬は千四五百であった。「当国御陳之次第」に「長享元年丁未、坂本へ芳永御出陣。天沢様ハ敦賀マテ御働。天沢十五歳」とあるよ

うに、国主朝倉貞景にも参陣の命がありながら、一族朝倉景冬を坂本へ参陣させて自らは敦賀に待機したまま動かなかった。もし出陣した場合にはその十倍の軍兵を参陣できると云うのである。

ここに足利義尚の坂本出陣を通して、越前国の主権をめぐる斯波氏と朝倉氏が共に呉越同舟の形で、期せずして坂本に着陣することになったわけである。斯波義寛としては朝倉氏と同一目的で共に戦うことは当然忍び得ないことであつたらう。元来、足利義尚の六角征伐が社本所領を回復して、応仁・文明の大乱前の状態に戻すことがその名目であつたから、斯波氏も応仁・文明の大乱によつて越前を朝倉に押領されたとの意識のもとに、越前国の主権回復を將軍にせまったものと考えられる。と同時に、斯波氏と共に越前を追われ、遠江へ逼塞していた旧守護代の甲斐氏が朝倉氏坂本出陣のすきをねらつて越前へ攻入る計画もあつたのである。

理を通した最も痛い内紛が起つたわけである。そこで朝倉進退について、大乘院尋尊に斯波義寛を宥めて欲しいと斡旋を依頼し、このため坂本へ罷上つたと考えられるのが『雑事記』十月廿二日条の次の史料である。朝倉進退事、武衛へ御口入畏入之由申、仍可罷上云々、越前国へハ甲斐方不可入之由御成敗也。これと同時に、甲斐氏の越前進入は幕府によつて停止するように命ぜられた。『雑事記』十一月七日条に「河内・越前等事ハ和与可然旨上意云々、但不及御沙汰也」とあつて、越前については斯波氏と朝倉氏とが和与すべきであると將軍の上意があつたが、まだ御沙汰が出るまでには至つていなかったという。そして『雑事記』十一月十二日条に「朝倉進退、大綱無為之由及其沙汰」とあつて、朝倉進退に関して一旦落着いたかのように見えた。十二月二日には朝倉進退に関しての幕府の沙汰書が斯波・朝倉両方に出されたのである。ここに『朝倉家記』案文のBの部分挿入されてくる。

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

去二日從細川殿為兩使寺町三郎左衛門尉
齊藤々兵衛尉
飯尾彦衛門尉被申置分ケ

越前国事朝倉者以忠節奉公罷成候間、
於今為其分国事ハ武衛江進名代守
護代を彼名代相拘国之公用錢被定、
落居候者可然之由為上意可申之旨
被仰出

意味の不明な所もあるが、即ち越前国の
事は朝倉の忠節に免じてその分国を認め、
その代わりに元の守護斯波氏に対しては、
名代を出し国の公用錢を定め落着するよう
にとの上意であった。

これに対して斯波方からは次のような返
書が織田大和守を通じて幕府奉行人飯尾に
差し出された。

此御返事同十一日以織田大和守飯尾彦右
衛門尉承候分ケ

就越前之儀預御使候。祝着申候。惣
別武衛御事代々為御方扶持於今不_レ初事
二候。然_レ此段幸御承之事候間、御祝着
之至_レ候。左候間、只今上意候旨何共不_レ
及_レ覚悟候。朝倉事一乱中御味方へ被召
候時、龍安寺殿も承候分御敵を可_レ被引

破御計略候条、先々公方様江被懸御目
一面目之様候者、弥御敵等可_レ馳參候間、
如此御沙汰之由承候条意得申之由申合セ
候。依_レ其朝倉味方參候分々、以後も国々
合戦以下之注進等何茂武衛江申、其より
龍安寺殿江申候キ。甲斐此方江參候以後
左様之儀断絶候。既_レ其朝倉者死去仕候
二、然を相統仕、公方奉公可_レ仕之段不_レ
被_レ及_レ覚悟候。自然就_レ芸能被_レ召仕事
者自然其例候哉。依_レケ様之義正敷被_レ官
殿中奉公仕候日為如何武衛可有_レ御出
仕候哉。如此例三職内として武衛之御
家方可_レ被_レ始事口惜候。今度御動座之事、
道を道に可有_レ御成敗御為候之間、此時
節可_レ被_レ達本意思召候へ共、其儀不_レ叶
段者不_レ被_レ及_レ力候。国之事者被_レ相待時
刻雖_レ被_レ入御手、朝倉於_レ殿中出仕申候
者被_レ失面目候。武衛御許容候共御内仁
不可_レ承引申候。又御内仁同心候共武衛
可_レ被_レ定御覚悟事候。能_レ々被_レ思召分_レ御
申御祝着候。

織田大和守敏定は尾張国守護代であつて、
越前を追われた守護斯波義寛を尾張に在国

せしめていた。敏定としては義寛の尾張在
国は誠に迷惑なことであり、同時に幕府の
今度の朝倉進退も敏定にとって不本意なこ
とであつたろう。この武衛訴状は文面から
して義寛の親書ではなく、敏定の代弁と考
えられる。

内要を要約すると、「このたびの幕府の処
断は上意とはいひながら思いもかけぬこと
である。文明三年朝倉氏を御味方、即ち東
軍に寝返らせたのは、龍安寺殿（細川勝元）
が敵をあざむくための計略であつたに過ぎ
ない。その証拠には朝倉からの合戦注進は
まず武衛（斯波氏）を通して幕府に差出さ
れている。甲斐氏が東軍に帰参して以後は
この様なことは断絶している。その朝倉
（孝景）は死去してしまつたのに、そのま
ま朝倉は氏景・貞景と相統して公方奉公
（將軍に直接仕えること）するとは誠に思
いもかけぬことである。まさしく斯波家の
被官である朝倉が殿中（幕府）で奉公する
日に、どうして斯波氏が同時に出仕できよ
うか。この様な例が三管領の中、斯波家か
ら起つたことは誠に口惜しいことである」

とあり、「今度御動座之事」とは將軍の坂本出陣を指し、「道を道に可有御成敗御為候之間」とは坂本出陣は世の中の道理に添って応仁・文明の大乱以前の状態で回復するためのものと述べ、この機会に斯波氏は本意を達しようとしたが、幕府の裁定の結果思い通りにならなかった。力が及ばなかったのだといっている。そして次の様に結んでいる。「越前国主権の回復は時節を待つとしても、朝倉が殿中へ出仕するといふことは斯波家の面目丸潰れである。たとえ斯波義寛がこれを許したとしても、御内仁（家臣共）が承知しないし、御内仁が同心しても義寛が覚悟はできないだろう。この辺の事情を理解戴ければありがたい」

以上が織田敏定を通じての斯波の幕府への回答である。文中「殿中出仕」とあるのは京都室町第への出仕を意味するものではなく坂本出陣した朝倉貞景が坂本在陣の將軍義尚への出仕を指すものではなからうか。斯波義寛としては、この朝倉と同等の立場で將軍に出仕することが体面上耐えられなかったに違いない。冒頭にも述べたように

この斯波と朝倉との対立は坂本出陣に端を発しているようである。越前国主朝倉孫次郎貞景が大軍を率いながら、敦賀に待機して動かなかったのも、斯波義寛との直接の摩擦を避けるためであつたのだろう。この返答に続いて

又咸卿私申。此通候者十度百度同篇之御返事にて候はんする由両人物語被申候。

とあり、咸卿とは誰か不明だが、この通りならば何度でも返事は同じだろうとある。さていよいよこれに対する朝倉方の反論である。

御屋形様も両所御使として当国之儀被仰遣候処、以織田大和守飯尾彦右衛門尉被申次第注給候。其分、国江申下候之処、申上候条之事。

この場合御屋形とは管領細川政元を指すものと考えられ、斯波家よりの回答が本国越前に注進され、これに対する朝倉方の反論が九項目にわたって十二月二十四日坂本へ届けられた。九項目の末尾に次のようにある。

右長享元年十二月廿四日祇乗坊坂本御陳へ上候時、前波藤右衛門尉・小泉藤左衛門尉方へ此分写遺候。修理亮方江為見候而此内肝用を書留、以肥田出雲守上原豊前守江可被申之由、両人江申遺候也。

貞景は坂本へ參陣しなかつたが、前波・小泉の兩人は朝倉修理亮景冬と共に參陣していたらしい。「坂本へ上る使僧祇乗坊に託して案文を前波・小泉へ遣わし、景冬の一応の見分を通して肝要な部分だけを書留め、肥田出雲守を以て上原豊前守へ提出するように、前波・小泉兩人へ申遣わした」と云うのである。上原豊前守は丹波守護代をも勤める細川政元の有力な武将であるから、この書状は上原氏を通じて管領細川氏へ提出されたものであろう。

訴状は朱筆細字で、是は朝倉か詞」と頭筆されてあり、

一、高聞寔其憚多候得共、孝景輕一命、數輩之親類被官人討死させ致忠節候上者、為子孫不申上候得、且ハ背軍法間、具申入候。

で始まって、以下八項目にわたって切々と

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

して申し述べられている。長文であるため原文はここでは記さないが、一応その概要だけを次に記す。

一、文明三年東軍に帰参してから、鯖江・新庄合戦で軍功を上げて、このように龍安寺殿様（細川勝元）の披露にて御感御書を頂戴しているが、これら国々の合戦の注進はすべて武衛（斯波氏）を通して龍安寺殿様へ達したといっているが、武衛への注進は一体、誰がやったというのか、此方としては覚えがない。定めて書札申次があるはずだからそれを承わりたいたいものだ。

一、氏景が東軍へ参陣したのは敵を引き破るための計略だったと龍安寺殿様が申されたと見えているが、これまた不思議なことである。その理由は武衛へ伺候して主君として認めよと仰せられた時、孝景の申すことには、長祿二年以来斯波義敏は、守護代甲斐美濃入道と不和になり、幕府の命にも背いて越前一国が兵乱（長祿合戦）となった時、甲斐一味の者共が、義敏の子孫は以後斯波家の家督として認

めないという連判をした。孝景もこれに加判をしている。従って義敏を主君として認めたとすれば、かつての同志からは敵にされ非常に不利となる。従って氏景は斯波氏へは挨拶もせずに越前へ下向したのである。

一、龍安寺殿様がたとえ御武略によって朝倉を召したのだといわれたとしても、当方としては東軍のために武勲を上げ忠節は紛れもないことなのに、斯波義敏の方は敵方の甲斐・二宮を召し連れて当方を落し入れようとまでしたことは歴然たるものである。

以上、三か項目の概要を記したが、第四・五項目は後述に廻すこととして、後半三か項目は朝倉の先祖に言及している。すなわち朝倉は斯波の被官人のようにいわれているが、二代高景・三代氏景は將軍足利高氏からそれぞれ父子に高氏の一字づつを拝領して命名されたものであり、將軍の直奉公分であった。それが三代義満の頃から斯波氏の被官人ようになってしまったのだと述べ、『太平記』を引き合いに出したり、高

景置文などを証拠文献として提出したりしたらしい。

これら八項目にわたる訴状の文面には、斯波義敏の非道を糾弾し、同時に朝倉が將軍の直奉公分たらんとする必死の弁明が盛り込まれているが、一方応仁の乱以後の、特に越前における東西両軍の複雑な対立関係と、その微妙な動向を知ることのできる貴重な史料としても注目すべきである。

以上、朝倉方の綿々として述べられた訴状が効を奏したのか、年末には次のような幕府の裁決が朝倉氏へ届いたらしい。

一楠葉新右衛門尉元次参申、旧冬二十九日自北国罷上云々、朝倉進退事公方奉公分治定、千貫進上申之、寺社本所領悉以返進之、必定々々、武衛与間事ハ一決云々、細川申沙汰也、名字者一人可出細川之由、同申定云々、

つまり朝倉進退のことは①朝倉氏は千貫文を進献して公方奉公分ということて治まり、②寺社本所領は返還する。③斯波・朝倉との間の越前宗主権をめぐる問題は未決④細川氏の申沙汰により朝倉名字の者、一人を

人質として細川氏へ差し出すことで一応の決着をみたようである。ここに斯波氏が最も恐れていた朝倉氏の直奉公分が、幕府によって認められたのである。

当時、戦乱をよそに東山山荘の造営を続けていた足利義政は、この翌年、すなわち長享二年二月、仙洞御所の松を東山山荘へ移植するのに、朝倉修理進景冬をその任に命じた。

今日仙洞御庭之松。東府へ引^レ之。朝倉奉^レ之。侍分者凡一千人許^ニ云々。
朝倉引^レ仙洞松。蓋朝倉衆也。^{〔注7〕}凡人數三千人許^ニ之。白河々原警固之衆。具甲冑五六百人在^レ之。朝倉修理進相公御対面。獻^レ三千疋。^{〔注8〕}

公方奉公分として朝倉に有利な決着をみた訴訟に対する御礼の手伝普請であったのだろうか。朝倉の威信を示す意気揚々とした状況を偲ぶことができる。

次にこの幕府裁決の中で注目すべきことは、「朝倉名字者を一人人質として細川に出す」ことである。この折、人質になったのは朝倉景冬の子息、景豊ではなかったら

うか。当時越前を没落して細川政元に身を寄せていたという朝倉元景（景総）の女が景豊の妻となつてゐるのも、この辺の事情を窺わしめるし、十余年後に起つた文龜三年の景豊・元景の反乱も細川政元の勢力を背景として行なわれたからである。

四 延徳三年の朝倉・斯波訴訟

延徳元年（一四八九）三月二十六日將軍義尚が死去し、その後一時將軍職に復帰していた義政も翌延徳二年正月七日義尚のあとを追うように他界すると、応仁の乱で西軍に擁立されていた義視・義材父子が没落地の美濃より上洛して、延徳二年七月五日義材は第十代の征夷大將軍に任ぜられた。

晴れて將軍職についた義材にとつて最初の課題は前將軍義尚の遺志を継いで、近江の六角氏を征討することであつた。翌延徳三年正月七日將軍の父義視が五十三才の生涯を閉じて、その百ヶ日も経ない間に將軍の江州御動座が噂されている。^{〔注9〕}

江州出陣は七月既に内定し、^{〔注10〕}翌八月二十五日將軍義材は六角高頼征討の論旨を賜

わつて八月七日征討の途についた。義材に従つた軍勢は「數万人なり」とも「常徳院殿御出陣に百倍なり」ともいわれ、先の將軍義尚の近江出陣のそれをはるかに凌いだ。^{〔注11〕}尾張に在国していた斯波義寛も既に早く將軍の出陣一カ月前の七月二十五日に勢三千を率いて京都に向かつた。前回とは異なり今回の近江出陣に際しては朝倉氏の參陣はなかつた。勿論斯波氏との衝突を避けるためであつたのだろう。しかしながら「朝倉進退」に関する問題は近江出陣と前後して再燃した。先に長享二年正月、斯波氏の屈辱の中に「朝倉進退」は一応の落着を見たときれたが、その後義尚・義政の死去と新將軍の襲職によつて事態は好転、または白紙に戻つたと考えた斯波氏からの再工作があつたからであらう。

御動座事色々雑説共有之、細川相支申六角事取申、随而又安富之所存相替欵云々、就其大名共上洛無^レ途欵云々、持是院ハ朝倉進退事取申欵、是又上意不^レ弁云々、^{〔注12〕}この年五月、持是院、すなわち美濃国守護代斎藤利藤（妙椿）の娘が朝倉貞景に嫁し

松原・朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

ているから、朝倉としては非常に大きな味方を得たわけである。この『雑事記』の記事は、朝倉進退については上意に背いても持是院が朝倉方を取り持つ」という意味であらう。

次の二点の文書は年次を欠くが案文「E」の部分に含まれるものであるため、おそらく延徳三年と考えられ、とすればこれによって、斯波氏と朝倉氏との訴訟が浦上氏によって取り扱われたことが知られる。

去月廿六日御状、同晦日下着候。委細承候。依慈照院殿様御内書、龍安寺殿御状共先度、以賤建坊写進候処ニ内々被達上聞之由蒙仰候。先以畏存候。連々無御等閑給り本望ニ候。就其本文則難可上進候。去月十八日甲斐五郎左衛門尉雨川両使合力之事歎申候。近日出張一定之由ニ候。芳以取乱候間、先御使二上申、如何様追而自是可申入候。弥可然様安富殿江被仰談御取合奉頼候外無他候。委細猶慈視院可令申候。恐々謹言。

七月 日

朝倉孫次郎

貞景

浦上美作守殿御返報

就越前之儀預御状候。殊神山殿御下向候而巨細承候。連々無御等閑候条本望之至候。雖然承候分ニ而者不可事行候間、不及是非候。所詮被止御訴訟候者可然存候。如御存知之種々為上意一段被仰出候之間、各致其覚悟候。委細猶神山殿可有御申候間、不能一二候。恐々謹言。

五月三日 織田大和守敏定

浦上美作守殿御返報

浦上氏は代々播磨国浦上庄に住した豪族で、赤松氏の抬頭と共にその被官になった。その裔、浦上美作守則宗は応仁の乱に東軍細川方に投じ、主家の赤松政則が侍所所司に任せられると、その所司代となった。後述することだが文明三年朝倉孝景が西軍より東軍に寝返った背景には浦上則宗の力が大きく働いていた。従って浦上則宗の所司代としての訴訟裁決は朝倉にとってまさに好都合であった。

後者、つまり斯波方の織田敏定の書状の文面は、「いろいろ御尽力はしてもらって

いるようだが、承ったところではなかなかうまく行かないとのこと、是非もない。所詮は御訴訟を取り下げねばなりません。將軍の上意が出された上は、各々、覚悟はしている」という意味であらう。前者、つまり貞景の書状は足利義政の御内書や細川勝元の副状等が内々に上聞に達したことの礼を述べ、「六月十八日に甲斐五郎左衛門尉が雨川両使と合力の上、近日越前へ攻込むと決定したということだが、大変迷惑なことで困惑している。何とか安富殿に仰せ談じて、取りなして欲しい。これ以外に頼むことはない」と書き送っている。

両者の書状によれば、訴訟は朝倉に有利に展開はしているものの、斯波方の甲斐等の方は実力で越前攻撃を計画していることが知られる。これを裏付ける史料として考えられるものに『雑事記』延徳三年九月廿八日条の記事がある。「朝倉進退事、色々雖及計略、不成弁之間、無力於国可合戦」つまり朝倉進退事（訴訟）はいろいろ計略をめぐらしたが、うまく行かないから、どうしようもなく、越前国で合戦をするのみ

だというのである。

ところが、翌十月に入るとこの状況は一変した。『雑事記』十月十七日条に「朝倉御治罰事、去十一日被仰出之、武衛畏入る」とあつて朝倉の治罰が決定したのである。『蔭涼軒日録』はこれをさらに次のように詳細に記録している。

就「越前御下知」。武衛賜「御内書」。貞景御退治云々。織田大和守聞「于相公」云。

貞景之二字許如何。改書云「越前国朝倉孫次郎貞景退治云々。如此御改書有之。

弥武衛御面目之至也云々。(註)

翌十二日条によれば、斯波義寛は礼謝のため義材の陣中に参向し御太刀御馬折帟などを献じ、さらに「相公為越前可有御動座之由。有其聞云々」と將軍義材の越前討伐のための動座までが噂された。しかし六角征伐ですら厭戦気味の諸将にしてみれば、越前動座はさらに迷惑この上もなかつたことであろう。

このためであろうか、この六日後の十月十八日に、浦上美作守や上原氏父子によつて越前に関する調停案が出されている。次

に示す史料が先の浦上美作守宛の朝倉貞景及び織田敏定の書状に続く案文であり、D部分の最終に収められた史料である。

上原父子当国江以五ヶ条異見申事

一、越前国者無相違朝倉殿成敗之事

一、尾張国者織田大和守可為成敗候。

就「夫浦上方々神山を使として大和守

方江申候処、如此大和守返事候。

一、遠江国者甲斐可為成敗之事

一、二宮者大野郡計望可申事。但慈視院御覚悟承度候由事。

一、武衛江貞景御参候而可然候。其以後公方江御望之儀候者、一年半過候者上原父子可調法仕之由事。

以上

右条々義者貞景同慈視院茂堅固ニ被仰放

候。浦上同名を一乗江下候而異見申茂此

分け御返事候。

就御参之義「条々事

一、当国聊于今不可相替之事

一、甲斐競望可被停止之事

一、二宮同前。但慈視院御覚悟之事

一、此儀相定者以「身血房」起請之事

一、猶茂公方江被「参度候者一年半過而可申沙汰之事

大概如此猶巨細福乗坊申入候也

延徳三十月十八日

上原父子以書状「孫次郎殿江申入候五ヶ条之写

「上原父子の五ヶ条」と前書にはあるが、

前者の五ヶ条は「浦上同名を一乗江下候而

異見申……」とあるから、浦上美作の調停

案とみられる。第一条ないし第三条を以つ

て、越前は朝倉、尾張は織田、遠江は甲斐、

とその支配権を認め、第二条の増筆に「大

和守の返事」とあるのは、先に示した延徳

三年五月三日浦上美作守宛織田大和守敏定

書状を指すものと考えられるから、少なく

とも織田氏はこの調停案に既に同意はして

いたらしい。応仁大乱後の越前・尾張・遠

江の守護代と云う形での措置については、

既に文明十五年氏景の時代に決定を見てい

る。すなわち『雑事記』四月三十日条に、

越前国甲斐朝倉和与也、越前国守護代朝

倉、遠江国守護代甲斐、尾張守護代織田、

主人屋形ハ治部大輔義廉治定、仍無為御

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

成敗也云々。^(注16)

とある。但しこれは斯波義廉との間の治定であつたから、今回は斯波義敏の息義寛との間の問題として再燃したものと解し、従来の既成事実を改めて法文化する形で、このような調停案が出されたものであろう。従つて以上三か条は一応問題がないとしても残り二か条が朝倉氏にとつて承伏できないものであつたと考えられる。すなわち二宮氏の越前大野郡の所望である。二宮氏は応仁以前、大野郡司斯波持種の下にあつて大野郡に勢力を扶植してきた豪族であつたから、二宮氏の越前郡回復は当然のことであつた。しかし大野郡は既に慈視院光玖を郡司として朝倉氏の領国支配体制の中にあつたから朝倉の到底容認できるものではない。また最後の条項は、貞景の武衛への伺候、すなわち斯波義寛への挨拶後に、將軍への望(直奉公分か)が実現できるよう取り計らおうと云うのである。これは、斯波氏の強い要望であつたと考えられるが、貞景の武衛への伺候は、つまりは斯波氏を主君として認めることを意味し、これまた朝

倉氏の容認できなかった条項と考えられる。

さて後者の五ヶ条こそ上原父子の調停案であろう。上原父子とは細川政元の被官上原豊前守とその息紀伊守元秀である。上原氏案は先の浦上氏のものよりも朝倉氏に同調した形の調停案となつてゐる。すなわち朝倉の越前支配権を従来通りに容認し甲斐氏・二宮氏の越前競望を停止せしめ、公方奉公分の実現に努力しようとするものであつた。

両者の調停案はそれぞれ斯波・朝倉両者にとつてもお互に容認できない点を含んでいたのであろうが、この調停案は不調に終つたらしい。従つて『蔭涼軒日録』十月廿六日条に「縦雖為朝倉御敵、含藏寺事者為公界所上者、可為無為乎」とあるように、越前征伐が深刻な問題となつてゐたようである。さらに翌延徳四年に入ると『雜事記』二月廿一日条に

六角去江州落行関東方云々、随而土岐次郎可継六角之名字歇之由、及其沙汰云々、越前国事者、浦上・織田申合、朝倉者退国而、屋形如元入国分治定之由口遊云々、

とあり、六角高頼の敗北後は越前朝倉の進退が噂として語られるようになった。

これに対して朝倉は必死に越前支配権の容認を求めた。延徳四年三月八日廿九通に上原將軍御内書や管領副状その他の案文に、英林書付を添えて幕府に提出した。Aの部分である。

以上廿九通、延徳四年三月八日飛脚中間四郎次郎上ル

越前国之儀付而申事慈視院光玖書付、朝倉修理亮在京候而、時宜承被_レ申下_レ候付而此分被_レ申上_レ条々也

これらはいずれも朝倉氏が応仁・文明の大乱後、越前に支配権を確立していった過程を具体的に示す貴重な史料となつてゐる。

この朝倉訴訟の結末については『蔭涼軒日録』同年四月十日条に次の如くある。沢甫来云。昨日往織和陣所。越前朝倉訴訟。浦作執持之一。宰公義事無其隠。飯尾加賀守亦告之。安富筑後守亦告之。越前雜掌。平泉寺法師西連坊在京。中村三郎兵衛親類也。云。藤田左衛門大夫者浦作為_レ傍輩。致不義於浦作。赤松呢

近。以之浦作爲遺恨。況朝倉事者普代之被官也。直參相府押領屋形本国。

致不義緩急者。豈不鬱憤乎。於浦作者。咬牙忍之。自然時者。以此旨被達浦作者爲幸。一言亦直白之。則早爲矛盾。以故忍之耳云々。

「織和」は織田大和守、「浦作」は浦上美作守、朝倉訴訟は浦作が執り持ったが、在京した越前雜掌の西蓮坊は浦作の被官中村三郎兵衛と親類である。一方、斯波に味方したと考えられる藤田左衛門大夫は浦作と同じく赤松被官、しかも浦作に不義を致し、主君赤松と昵近、このため浦作はこれを遺恨として朝倉に有利な裁決を行なつたらしい。「朝倉は斯波家譜代の被官、これが將軍義政に直接参調して屋形斯波氏の本国越前を押領、このような不義をどうして憤らざるを得ようか。それなのにこのような裁決をした浦作に対しては齒ざしりして忍ぶだけだ、機会があつたらこのことを浦作に伝えて下されば幸いだ」と云う意味であろう。

これを最後に、越前の宗主権を争う斯波

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

・朝倉の記録は影をひそめる。浦上氏の裁決が決定的となったとは考えられないが、

少なく共、事態が次第に斯波氏にとって不利となってきたことは事実である。斯波氏が朝倉治罰の御教書を賜わりながら、実際に軍兵を動かさなかつた背景には、朝倉氏の越前領国支配がほぼ浸透して、軍兵一万をも動員できる強力な軍勢力を保有していたことが、第一の理由であろうが、同時に越前回復を執拗に企てていた甲斐八郎次郎の死も影響していたのではないだろうか。

『蔭涼軒日録』延徳五年四月十七日条に「今晨、甲斐八郎次郎被討。三十八歳云々」とある。誰に討たれたのかは記されていないが、恐らく朝倉氏指廻わしの暗殺者によるのかも知れない。

一方、斯波氏が出陣するとすれば、当然従軍しなければならぬ立場の織田大和守は越前征討にあまり乗り気ではない。このような周辺の空気にも流されて、斯波氏の朝倉治罰は、ついに実現されなかったものであろう。

五 朝倉孝景の越前国守護職

朝倉孝景が文明三年五月、越前守護職に任命されたとする記事は、『応仁記』に始まり、『朝倉始末記』がこれをそのまま踏襲している。以来、朝倉孝景（敏景）の文明三年越前守護職任命説は定説として広く行なわれてきた。

これに対し、元福井大学教授重松明久氏（現広島大学教授）は、これを批判して『応仁記』の記述の根拠となった「古証文」所収の將軍義政の御内書、

越前国守護職事、被任望申旨畢、委細右京大夫（細川勝元）可申也

文明三五月廿一日 慈照院殿様御判
朝倉弾正左衛門殿

に論究し、これを次の四つの疑点から偽作文書ではないかと発表されたのである。

①形式上の疑問点として、普通は御内書の日付に、年付がないのに、これには文明三年と明記されている。②「被任望申旨」の被るは敬語的用法で將軍発給の御内書としては疑わしい。③「委細」とあるのも、

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

御内書のこの部分では「猶」とされる場合が多い。④普通御内書には、副状が出されているが、この点も不明。

筆者も、最初この「古証文」所収の御内書だけを見る限りでは、重松説の朝倉孝景守護任命説を支持していた。しかし、今回この案文Aの部分二十九通が発見されて、重松説を否定せざるを得なくなった。案文は応仁弑年の伊勢貞親書状から始まる。

参御方致忠節者可有御慶美之由被仰出候。恐々謹言。

応仁弑

伊勢守之書状

九月三日

貞親

朝倉弾正左衛門尉殿

応仁大乱没発の翌年、朝倉孝景の武略を知っている東軍が、孝景を味方に勧誘していたことが知られ、孝景はこれを「真実上意候哉」と疑っている程である。これに対して同廿日に義政の御内書が発給され、以下伊勢貞親を始めとした幕府奉行人の書状が続く。そして文明弑年頃から赤松政則、及びその被官浦上則宗の孝景勧誘工作書状が現われてくる。そして13番目に管領細川勝

元の副状、14番目に問題の將軍義政の孝景守護職任命の御内書が含まれてくるのである。

越前国守護職事、任被望申之旨被成御自筆之御書候畢。面目之至候。早々可被抽軍戦候也。恐々謹言。

文明三

五月廿一日

勝元

朝倉弾正左衛門尉殿

越前国守護職事、任望申之旨誂。委細右京大夫可申候也。

文明参

五月廿一日

御判

朝倉弾正左衛門尉殿

これら一連の書状によって、先の重松氏の疑義はすべて解決する。すなわち、①文明三年などの年付は二十九通のすべてに肩書されているが、これは訴訟案文のための加筆であろう。これを「古証文」では本文の如く一行書きしたのである。②「被任望申旨」は、案文では「任望申之旨」とあって敬語的用法にはなっていない。③「望申」とあるように、孝景が越前守護職を条件に東

軍帰参をしたことは、以上の書状内容によっても明らかであり、御内書発給までになどった紆余曲折の過程を通して「委細」と云う語が使われたのであろう。④副状の問題も、案文の管領副状から疑点とはならない。

以上の如く、越前一国の守護職任命の御内書が、異例の措置とは云え発給されたことは、東軍側で孝景の武略を多大に希求していたことを知る一方、これが勝元の謀略であった疑いも残る。従って一片の守護職任命御内書は、実際には後年に至って効を奏さなかつたし、朝倉孝景も実力を以って越前を平定し、君臨せざるを得なかつたわけである。しかしながら一時的にせよ將軍御内書と云う權威は、孝景にとつて戦略上、大きな力となったことは否めない。朝倉孝景の安堵状が文明四年以降、多く現われてくるのもこのためである。

* * *

注1「長興宿祢記」

注2 大日本史料第八編之二十

注3「大乘院寺社雜事記」(以下「雜事記」)

とする)長享元年十月廿七日条

注4 『蔭涼軒日録』長享元年十月廿一日

条

注5 『宗滴夜話』増筆部分 金沢市立図書館蔵

書館蔵

注6 『雑事記』長享二年正月三日条

注7 『蔭涼軒日録』長享二年一月廿一日条

注8 『蔭涼軒日録』長享二年二月廿三日条

注9 『雑事記』延徳三年四月十四日条

注10 『雑事記』延徳三年七月四日条

注11 『足利將軍列伝』桑田忠親編

注12 『蔭涼軒日録』延徳三年八月十五日

条に「午後武衛自尾京着。凡七十騎。

人数三千人許歟。」とあり。『雑事記』

同年八月十四日条には「武衛上洛、勢

四千計云々。『後法興院記』同年八月十

六日条には「昨日武衛上洛、雑兵以下

二千人許云々」とあつて上洛人数は一

定しない。

注13 『雑事記』延徳三年八月七日条

注14 『雑事記』延徳三年五月四日条

注15 『蔭涼軒日録』延徳三年十月十一日

条。

注16 『雑事記』文明十五年四月三十日条

注17 「朝倉光政と大野領」松原信之 福

井県地域史研究第5号

注18 案分Cの部分に、中村三郎宛の細川

勝元・朝倉孝景二点・魚住景貞・朝倉

氏景の計五点の書状がある。いずれも

文明三年六月廿四日(勝元のみ六月廿

七日)付である。内容を検討すると、

朝倉孝景の東軍帰参、および氏景の越

前帰国に中村三郎が暗躍していたこと

が知られ、浦上則宗の被官として活躍

したのである。

注19 斯波氏と朝倉氏の抗争については

「朝倉貞景(天沢宗清)水藤真 一乘

谷史学第9号」にも詳しい。本稿を草

するに当つて大変参考となつた。

注20 「朝倉孝景と越前守護職」重松明久

若越郷土研究18の3

松原 朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について

正誤表

一〇六頁上段六行目

誤 守護任命説を支持していた。

正 守護非任命説を支持していた。